

相談

総合相談（無料）

総合相談（無料）
 総合相談所を町内2カ所で開催します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。
◆相談員 行政相談員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士、法務局が相談に応じます。
 〈志賀地域〉

- ◆日時 11月13日(金)10時～15時
- ◆場所 志賀町文化ホール2階
- ◆問 志賀町社会福祉協議会本所 32-11363
- 〈富来地域〉
- ◆日時 11月10日(火)10時～15時
- ◆場所 富来行政センター2階
- ◆問 志賀町社会福祉協議会富来支所 42-2545

**納税は
お忘れなく!!**

納税のお知らせ

国民健康保険税第5期の納期限は11月30日(月)です。

※12月の相談日は、人権週間に合わせて、両地域とも12月4日(金)に開設します。

無料法律相談

- ▼日時 11月30日(月) 10時～16時
- ▼場所 役場本庁舎相談室
- ▼相談弁護士 國田武二郎弁護士(堀松出身・名古屋市在住)
- ▼相談時間 1人30分(要予約)
- ▼募集定員 9名(予定)
- ※定員になり次第締め切りします。
- ※申込用紙は住民課と富来支所総合窓口にあります。
- ◆問 住民課 32-9121

ハローワーク相談

- ◆日時 11月18日(水) 14時～15時30分
- ◆場所 富来活性化センター 商工観光課 32-9341
- ◆問 町内IP 8-32-9341

母子自立支援相談

母子家庭の方々の相談に応じています。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。

◆日時 11月26日(木) 10時～15時

- ◆毎月第4木曜日
- ◆場所 役場本庁舎相談室
- ◆問 子育て支援課 32-9122
- ◆町内IP 8-32-9122

志賀町要保護児童対策地域協議会より

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、全国的に広報・啓発活動が行なわれています。

志賀町では、11月8日(日)の健康フェア会場において、虐待防止啓発のためのパネル展示やリーフレットの配布を行います。

また、10月1日から、お住まいの地域の児童相談所に電話を転送する「児童相談所全国共通ダイヤル」の運用も開始されました。これは子育ての悩みや虐待の連絡が全国共通の電話番号

によって、近くの児童相談所につながるようにしたものです。

「児童相談所全国共通ダイヤル」
 0570-064-000

(ただしPHSや一部のIP電話からはつながりません。また地域を特定するために郵便番号を押す場合がありますが、ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません)。

七尾法律相談センター

▼日時 毎週木曜日 (祝・祭日は除く) 13時30分～16時

▼場所 七尾駅前パトリア 5階「フォーラム七尾」

▼相談料 30分以内5千円 ※ただし、次のいずれかの場合には相談無料です。

- ①クレスラ相談
- ②負担が困難な人で法律扶助資力基準に該当する人

※相談希望者は相談日前日の17時までに金沢弁護士会(☎076-221-0242)へ電話予約してください(先着5人)。

障害者福祉総合相談について

▽日時 11月11日(水) 13時30分～15時30分

▽場所 役場本庁舎11会議室

◆健康福祉課 32-9131

◆町内IP 8-32-9131

お知らせ

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多くあります。これらの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決をはかるための取り組みを強化するため、金沢地方法務局および人権擁護委員連合会では、次のとおり、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施します。

◆実施期間 11月15日(日)～11月21日(土)

◆実施時間 8時30分～19時

ただし、11月15日(日)と21日(土)は10時～17時まで

◆電話番号 0570-070-

810(全国共通ナビダイヤル)

◆相談担当者 法務局職員および人権擁護委員

聴覚障害者の皆さんへ

手話通訳者の設置日のお知らせ
皆さんのご相談、行政手続きなどに対応しますので、どうぞお気軽にご利用してください。
設置日時は次のとおりです。

▼役場健康福祉課窓口

※第2・第3・第4(火曜日)
10時～正午(11/10・17・24)
※第1・第2・第3・第4(木曜日)
10時～正午(11/5・12・19・26)

▼富来支所総合窓口

※第1・第3(水曜日)
14時～16時(11/4・18)



てんと市

◆日時 11月24日(火)
8時30分～13時

◆場所 道の駅「旬菜館」前
※皆さんのお越しをお待ちしています。

朝市『カニ祭り』(予定)

▼日時 11月22日(日)9時～正午

▼場所 道の駅「とぎ海街道」前
※皆さんのお越しをお待ちしています。

フロリーイ イベント

☆11月3日から館内がクリスマス装飾に変わります!!

☆『二胡とピアノのコンサート』

11月1日(日) 15時～
中国古来の楽器「二胡」とピアノによるすてきな音色をお楽しみください。

☆『羊毛で作るスノーマンの白樺フレーム作り』

11月8日(日) 13時30分～
参加費 2,500円
講師 横山智恵子氏
※予約受付11月5日締め切り

☆『新聞紙で作るお花のクリスマスリース』

11月14日(土) 10時30分～
参加費 1,800円
※予約受付11月7日締め切り

☆『クリスマスフラワールンジメントリース』

11月14日(土) 13時30分～
参加費 2,000円
※予約受付11月11日締め切り

☆『プリザーブドフラワーを使ったクリスマスツリー作り』

11月22日(日) 10時30分～
参加費 3,000円
※予約受付11月12日締め切り

☆『クリスマスとお正月に使える寄せ植え』

12月29日(日) 10時～
参加費3,500円
講師 隅部広美氏
※予約受付11月15日締め切り

☆『北陸学院大学 ハンドベルコンサート』

11月29日(日) 14時～
※都合により内容を変更する場合がございます。

☆その他にもプリザーブドフラワーやドライフラワー等を使ったクラフト体験がいつでもできます
★11月30日(月)から冬期休館とさせていただきます。

エコクッキング教室

◆内容 料理をとおして、ごみを出さない工夫や出たごみの分別の仕方を学ぶ。
◆日時 11月23日(日)9時～
◆定員 15人
◆参加費 500円
◆持ち物 エプロン、三角巾、箸

古着のリフォーム教室

◆講師 室谷加代子氏
◆申込期間 11月5日～11月19日
◆内容 古着を使った小物作り。

▼日時 11月14日(土)9時～
▼定員 15人
▼参加費 200円
▼持ち物 50cm×50cmの布1枚、裁縫道具
▼講師 原田洋子氏

▼申込期間 11月5日～11月13日
申込先 クリンクルはくい
☎27・1153
FAX 27・1154



自衛隊生徒募集

平成21年度の陸上自衛隊、高等工学校校生徒の募集を行います。

◆期間 平成21年11月1日(日)～平成22年1月8日(金)

◆採用数 約250人

◆応募資格 中卒(見込含)17歳未満の男子

◆試験日 平成22年1月23日(土)

◆試験会場 自衛隊石川地方協力本部

◆自衛隊石川地方協力本部 七尾出張所
☎0767・53・1691



◇高浜町の(有)大生地建様から、社会福祉向上に10万円
◇京都府の河内勝次郎様から、社会福祉向上に1万5千円

志賀町高齢者福祉住宅の入居者を募集します。

現在3戸の空きがあります。

▼申込資格

①満65歳以上(ただし配偶者がいる場合はどちらかが満65歳以上であること)で日常、自分のことは自分でできる人。
②入居できる条件が総収入から総所得に変わりました。

つまり、総収入(税金の控除前)が総所得(税金の控除後)になり、入居できる人の基準が低くなりました。
月額20万円以下であること(単身者の場合は12万3千円以下であること)。

③現に住宅に困窮している(困っている)ことが明らかな人
④町税および公共料金の滞納がないこと

▼募集期間 11月2日～11月30日

▼申込方法

建設課および富来支所総合窓口にて備え付けの申込書で申し込んでください。
※抽選で入居者を決定します。

▼お問い合わせ先

詳細については志賀町建設課住宅担当まで
☎32・9211
町内IP 8・32・9211

税務課

から3

つのお知らせです

年末調整説明会を開催します

企業の給与担当者を対象に平成21年分の年末調整の仕方、法定調書と給与支払報告書の作成について説明会を開催します。

「年末調整」は、給与の支払を受ける人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年に納めなければならぬ税額とを比べて、その過不足額を清算する手続きです。

日時 平成21年11月18日(水)
14時～16時予定
場所 志賀町文化ホール 1階
小ホール

※ご来場の際は、税務署から送付される年末調整関係書類を、必ずお持ちください。

国民健康保険税納税証明書が送付されます

平成21年中に国民健康保険税を納めた納税義務者に、確定申告・町県民税申告の際、利用していただくための「国民健康保険税納税証明書」を平成22年1月下旬(予定)に送付します。

なお、「国民健康保険税納税証明書」が送付される前に納付済額を確認したい場合や、年末調整に利用したい場合は、税務課窓口で国民健康保険税納税証明書を申請してください。

※税務課窓口で「国民健康保険税納税証明書」を発行した場合は送付されません。

税務課窓口申請で必要なもの

■世帯主または同一世帯の人が申請する場合

保険証・納税通知書・公的機関発行の身分証明書(運転免許証・パスポートなど)のいずれかと印鑑

■別世帯(勤務先・会計事務所など)の人が申請する場合
委任状および公的機関発行の身分証明書(運転免許証・パスポートなど)と印鑑

税を考える週間

国税庁では、国民の皆さんがより一層税の仕組みや目的について考え、税に対する理解を深めていただくために、毎年11月11日～11月17日までを「税を考える週間」と定めています。

○期間 11月11日(水)から

11月17日(火)まで

○テーマ 「IT化・国際化と税」

○「税を考える週間」関連行事

小中学生の「税に関する作品」の展示

◇展示期間 11月11日(水)～

11月17日(火)

◇展示会場

・志賀町文化ホール

・ショッピングモールアスク

税理士による無料税務相談

◇日時 11月15日(日)10時～13時

◇場所 アルプラザ鹿島店

1階セントラルコート

古タイヤを
回収(有料)します

不法投棄防止の一環として、家庭で不用になっている古タイヤを有料で回収します。各自、指定の場所に時間厳守で持ち込んでいただき、料金支払いの上、引き渡してください。

▼日時・場所 11月15日(日)

・富来支所駐車場 正面右側

9時30分～11時30分

・志賀町末吉 旧清掃員詰所前

13時～15時

▼回収料金

・乗用車・軽自動車用タイヤ 150円(本)

・RV車・小中型トラック用タイヤ 250円(本)

※ホイールの有無にかかわらず料金は同じ

※スパイクタイヤ・その他は別途料金が必要

※業者(タイヤ販売店・ガソリンスタンドなど)は持ち込み不可

※農機具のタイヤは持ち込み不可

志賀町生活安全課

☎32・1111

町内IP 8・32・1111

〒32-1111

〒32-1111

〒32-1111



『秋季火災予防運動』

11月9日(月)~15日(日)



全国統一
防火標語

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

これからは寒さも厳しくなり、暖房器具を使用する時季となります。
使用前には点検・整備をしっかりと行い、安全な使用を徹底してください。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

志賀町の設置率
68% (H21.7.31現在)

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの習慣

- 逃げ遅れを防ぐ為に、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐ為に、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消す為に、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守る為に、隣近所の協力体制をつくる。

つけましたか？ 住宅用火災警報器

あなたと家族の命を守る!

住宅用火災警報器が『付いていてよかった!』という
事例がたくさん報告されています。

ご注意



老朽化消火器の破裂事故 が発生しています!

1. 消火器が風雨にさらされる場所や湿気のある場所などに設置されていないかを確認し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しないでください。
2. 老朽化のため不要になった消火器は、絶対に自分で解体したり、放射しないで、回収を行っている業者に廃棄処理を依頼してください。

特に、腐食が進んでいる加圧式の消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼してください。

(ただし、処分費用がかかります。)

※不明な点がございましたら、最寄の消防署までお問い合わせください。



寝たばこから火災発生!

寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感知しました。警報音で本人が目覚まし、ふとんに水をかけて消火したので、大事に至りませんでした。

羽咋郡市の火災予防条例では、平成21年6月1日から設置が義務づけられています。

設置場所

- ①常に寝室として使用している部屋。
- ②寝室が2階にあれば2階の階段にも。
- ③居室(概ね4.5畳)が5室以上ある階(寝室がない階)の廊下など



救急車の適正利用にご協力を!

本当に必要な時、利用できるでしょうか?



- 症状が軽く、「交通手段がない」、「どこの病院に行けばよいか不明」といった場合は、お近くの市町村や消防本部などにお問い合わせください。
- 定期的な通院などにおいて、タクシー代わりに救急車を常用することは控えてください。
- 救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に医療機関等に搬送しなければならない場合は、迷わずすぐに救急車を要請してください。

防火・救急に関する問い合わせは

志賀消防署 32-1776

志賀消防署 富来分署 42-1211